

令和8年1月19日
北海道開発局

指名停止措置を行いました

～不正又は不誠実な行為～

北海道開発局は、和工建設株式会社及び正和運輸株式会社に対し、両社の役員等が法人税法及び地方法人税法違反の罪により函館地方検察庁から起訴されたことから、指名停止1か月の措置を行いました。

（「北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領」別表第2第15号に該当）

和工建設株式会社の代表取締役及び使用人並びに正和運輸株式会社の取締役2名は、虚偽の確定申告をしたことにより、それぞれ法人税及び地方法人税約3,200万円及び約3,800万円の納付を免れたとして、令和7年12月25日、法人税法及び地方法人税法違反の罪により函館地方検察庁から起訴されたため、指名停止措置を行うものです。

記

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
和工建設株式会社	瀬棚郡今金町字今金359番地の91
正和運輸株式会社	瀬棚郡今金町字今金359番地の91

2. 指名停止措置期間：令和8年1月19日～令和8年2月18日（1か月）

3. 指名停止措置の範囲：北海道開発局管内

4. 参考

○指名停止措置要領別表第2第15号

措 置 要 件	期 間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1カ月以上9カ月以内

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話（代表）011-709-2311

事業振興部 工事管理課 工事契約管理官 中本 敦浩（内線5490）

事業振興部 工事管理課 課長補佐 鈴木 千成（内線5482）

事業振興部 工事管理課 上席専門官 水野 史朗（内線5499）

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>

